

事業者各位

一般社団法人秩父地区労働基準協会

化学物質管理者養成講習開催のご案内

令和6年4月から、労働安全衛生規則第12条の5第3項第2号ロの規定に基づきリスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場においては、化学物質の管理に係る技術的事項を担当するために必要な能力を有する者と認められる者の内から、化学物質管理者を選任する必要があります。

この度、当協会では、厚生労働大臣告示の「化学物質管理者講習」に準拠した講習としてリスクアセスメント対象物質を取扱う事業場など、製造事業場以外の事業場で化学物質管理者を選任（化学物質管理者講習に準ずる講習を受講している者から選任することが望ましい。）するための養成講習を下記により開催致します。

貴事業場における選任予定の管理・監督者の方が受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 開催日時 10月16日(木) 9時～17時
2. 講習会場 横瀬町町民会館 駐車場有り
(秩父郡横瀬町横瀬 2000 電話 0494(22)2267)
3. 受講料 会 員 10,000円(税込、テキスト・資料代を含む。)
非会員 12,000円(税込、テキスト・資料代を含む。)
4. 申込方法 別添申込書に必要事項記入のうえ、受講料を添えて当協会までお申込み下さい。(縦3.5cm×横3.0cm以上の写真を添付下さい。)
なお、原則として納付いただきました受講料は返却致しません。
(秩父市上宮地町 23-25 電話 0494-22-3020 FAX 22-3242)
5. 申込締切 10月3日(金)
6. 定 員 50名(定員になり次第締め切ります。)
7. 講習内容 厚生労働省通達準拠

科 目	範 囲	時 間
化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	・化学物質の危険性及び有害性 ・化学物質による健康障害の病理及び症状 ・化学物質の危険性又は有害性等の表示、文書及び通知	1.5 時間
化学物質の危険性又は有害性等の調査	・化学物質の危険性又は有害性等の調査の時期及び方法並びにその結果の記録	2.0 時間
化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等	・化学物質のばく露の濃度の基準 ・化学物質の濃度の測定方法 ・化学物質の危険性又は有害性の調査の結果に基づく労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等及び当該措置の記録 ・がん原性物質等の製造等業務従事者の記録 ・保護具の種類、性能、使用方法及び管理 ・労働者に対する化学物質管理に必要な教育の方法	1.5 時間
化学物質を原因とする災害発生時の対応	・災害発生時の措置	0.5 時間
関係法令	・法、令及び安衛則中の関係条項	0.5 時間

8. 昼食は各人で用意して下さい。会場内での昼食・休憩時間での飲食は可能です。

9. 講習修了者には、「化学物質管理者養成講習修了証」を発行いたします。

修了証発行のため、締切り後の受講者の変更はご遠慮下さい。

以上

受付番号 _____

化学物質管理者養成講習受講申込書

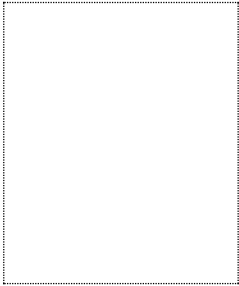
(本講習は、リスクアセスメント対象物を製造する事業所向けの講習ではありません。)

申込日 2025年 月 日

開催日時	2025年10月16日(木) 9時 ~ 17時		
講習会場	横瀬町町民会館 2階会議室		
フリガナ		性 別	生 年 月 日
氏 名		男・女	昭和 平成 年 月 日
フリガナ			
現 住 所	〒 _____		
事業所名			
所 在 地	TEL () FAX ()		

上記の通り、受講料を添えて申し込みます。

※ 縦 3.5cm×横 3.0cm以上の写真を
下欄に貼り付けてください。



※ご記入いただきました個人情報は、本講習の目的以外に使用致しません。